

議 案 第 29 号

摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

介護保険の保険料率及び普通徴収に係る納期並びに介護認定審査会の委員の定数を改定するため、本条例を制定するものである。

摂津市介護保険条例の一部を改正する条例

摂津市介護保険条例（平成12年摂津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「50人」を「80人」に改める。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,680円」を「35,436円」に改め、同項第2号中「52,752円」を「50,628円」に改め、同項第3号中「56,520円」を「53,748円」に改め、同項第4号中「67,824円」を「70,092円」に改め、同項第5号中「75,360円」を「77,880円」に改め、同項第6号中「90,432円」を「93,456円」に改め、同号ア中「120万円」を「70万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「97,968円」を「97,356円」に改め、同号ア中「210万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「105,504円」を「101,244円」に改め、同号ア中「320万円」を「150万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「113,040円」を「109,032円」に改め、同号ア中「400万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中

「131, 880円」を「116, 820円」に改め、同号ア中「600万円」を「250万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「139, 416円」を「124, 608円」に改め、同号ア中「1, 000万円」を「320万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同項第12号中「150, 720円」を「186, 912円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第11号の次に次の5号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 132, 396円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 147, 972円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 163, 548円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 179, 124円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも

該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 183,024円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,608円」を「22,200円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「33,912円」を「35,052円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「52,752円」を「53,352円」に改める。

第5条第1項中「は、毎月末日（その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、その日の翌日）までに納付しなければならない」を「の納期は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1期 7月1日から同月末日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月末日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月末日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月末日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月末日まで
- (6) 第6期 12月1日から同月末日まで
- (7) 第7期 1月1日から同月末日まで
- (8) 第8期 2月1日から同月末日まで
- (9) 第9期 3月1日から同月末日まで

第5条第3項中「（第7条第2項の場合にあつては、当該年度分の保険料額が確定した日以後の最初の納期）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」

を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する保険料の納期の末日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、その日の翌日を納期の末日とする。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「から第9号」を「から第13号」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第14条中「まで」の次に「（同月1日以後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から15日以内）」を加え、同条ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の摂津市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。